

# 国民健康保険税納税通知書を発送します

平成 21 年度国民健康保険税の納税通知書を 7 月 6 日(月)に発送します。国民健康保険税は、医療分と支援分の保険税、そして 40 歳から 64 歳までの方にかかる介護納付金に要する保険税の合計額です(上表参照)。

	医療分	支援分	介護納付金分
均等割額	1 万 5,100 円	1 万 3,500 円	1 万 1,000 円
平等割額	2,000 円		
所得割税率	4.26%	1.50%	1.17%
資産割税率	18.20%		
賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円

※介護納付金分は 40 歳から 64 歳までの方が対象となります。

納期は 7 月 31 日から平成 22 年 3 月 1 日までの 8 回払いです。

〔保険税の軽減〕前年の合計所得が一定額以下の場合、保険税を減額する制度があり、住民税の申告に基づいて適用されます。申告をしていない方は、至急手続きをしてください。

なお国民健康保険に加入している世帯で、75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、引き続き国民健康保険に加入する方は、平等割が 5 年間 2 分の 1 になります。

また、今まで受けていた軽減は世帯構成および収入が変わらなければ、引き続き 5 年間適用されます。

〔保険税の減免〕次のような場合、普通徴収は納期限の 7 日前までに、特別徴収は年金給付の直近の支払日の 7 日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

▽生活保護を受けることになったとき  
▽納税義務者または同居の親族が、死亡・失職・廃業・疾病等により、収入が著しく減少し、生活が困難になったとき  
▽災害等により資産に重大な損害を受けたとき

また、75 歳になるため、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する方の扶養家族(65~74 歳)が国民健康保険に加入する場合、保険税がかかるようになるため、申請すると、2 年間所得割と資産割の減免を受けることができます。

〔問い合わせ〕健康支援課 保険年金係

## 国民健康保険の脱退・加入などの届け出は 14 日以内

国民健康保険に加入していた方が会社の健康保険等に加入された場合などの変更があったときは届け出が必要です(下表参照)。必要書類をそろえて 14 日以内に届け出をしてください。

なお、会社を退職されて国民健康保険に加入する場合は、退職日の翌日から加入することになります(届け出た日からではありません)。

届け出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めなければならなかったり、適切な給付が受けられなかったりしますので、ご注意ください。

こんなとき	届け出に必要なもの
会社などの健康保険に加入したとき(※)	新しい会社等の保険証と狛江市の国民健康保険証(職場等の保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの)
家族の健康保険の扶養に入ったとき(※)	狛江市の国民健康保険証(以下「保険証」)
狛江市から他の市区町村に転出するとき	保険証、生活保護開始決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
死亡したとき(葬祭費の申請)	保険証、葬儀等の領収書、喪主の認め印、施設に入所していた方は死亡を証明するもの
(※)郵送で届け出ることができません。新しい保険証の写しと国民健康保険証をお送りください。	
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
会社などの健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書(例: 社会保険資格喪失証明書)
家族の健康保険の扶養から外れたとき	扶養から外れた日がわかる証明書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき(出産育児一時金の申請)	保険証、母子健康手帳、世帯主の認め印
上記のほか、公的機関の身分証明書(運転免許証やパスポート等)をお持ちの方は持参してください。	
住所、氏名、世帯主が変わったとき	加入者全員の保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
保険証を失くしたとき(再交付申請)	公的機関の身分証明書(運転免許証やパスポート等)
修学のため市外に転出するとき	保険証、在学証明書
退職者医療制度に該当するとき	保険証、年金証書
70 歳未満の方が入院するとき(限度額適用認定書の申請)	保険証

(注意)70~74 歳の方は、国民健康保険証が必要なときは高齢受給者証も必要です。

# 平成 21 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に発送します

### ■保険料の納付方法

年金受給額が年間 18 万円以上の方は、原則として年金からの天引きとなります(特別徴収)。

また、年金受給額が年間 18 万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える方は、年金からの天引きは行わず、納付書や口座振替などによる個別納付となります(普通徴収)。

### ■保険料の減免

次のような場合、普通徴収は納期限の 7 日前までに、特別徴収は次の年金受給日の 7 日前までに、事情を証明する書類を添えて減免の申請ができます。

世帯の世帯主が災害などにより資産に重大な損害を受けたとき

▽被保険者の属する世帯の世帯主が死亡・失職・廃業・疾病等により収入が著しく減少し、生活が困難になったとき  
▽そのほか広域連合長が認める特別な事情があるとき

### ■保険料を滞納した場合

滞納期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

また、通常の保険証にかわり、保険料未納期間に応じて有効期間が短い「短期証」、または、かかった医療費をいったん全額自己負担する「資格証」の対象となります。

### ■保険料の支払い方法の変更

年金から保険料を引かれていた

〔保険料天引き〕仮徴収と本算定の 2 通りです。

仮徴収は、4・6・8 月に原則として平成 21 年 2 月と同額を天引きします。

本算定以後は、決定した平成 21 年度保険料から 4・6・8 月の仮徴収の合計額を差し引いた残額を 10・12 月、平成 22 年 2 月の 3 回に割り振り天引きします。

また、新たに 6 月あるいは 8 月から特別徴収が開始される方は、残額を 10・12 月、平成 22 年 2 月の 3 回に割り振り天引きします。

### ■特別徴収

〔対象〕65 歳以上の方(第 1 号被保険者)で、年額 18 万円以上の高齢・退職共済・障害・遺族年金を受給している方

〔給付制限〕特別の事情なく介護保険料を滞納している場合、滞納期間に応じて介護給付が制限されます。

### ■シルバーパスを申請する方へ

今回お届けする納入通知書の所得段階区分欄に 1、2、3、特例 4、4、5 のいずれかの段階が記載されているものは、満 70 歳以上の都民の方が対象となる「東京都シルバーパス」を、1,000 円で発行を受ける場合に所得を確認する書類として使用できますので保管してください。

〔問い合わせ〕納入通知書については介護支援課介護係、シルバーパスについては介護支援課高齢者支援係